

IFRS を巡る国内動向と展望 No.1

～2015 年上半期、任意適用は 88 社～

公認会計士 菊川 真

プライムジャパン株式会社 代表取締役社長

2015.9.1.

はじめに

2013 年 6 月、自民党の提言において、IFRS 任意適用を 2016 年末までに 300 社程度にするとの方針が打ち出されて以降、我が国における IFRS 任意適用は着実な増加を見せている。これは、要件緩和等の IFRS 推進策の実施や導入事例の積み上げなど、官民一体となった取組みによる賜物と言える。しかし一方で、日本の会計基準と IFRS との間では、会計に対する基本的な考え方の相違等もあり、任意適用の一層の拡大、さらには強制適用に向けては、なお課題も少なくない。

そこで本シリーズでは、IFRS 対応に関する我が国のこれまでの流れを振り返りつつ、足元の適用状況や IFRS 移行に伴う財務諸表への影響を分析するとともに、今後の課題と展望について考察を試みたい。まず第 1 回の本号では、我が国の IFRS 対応の変遷と任意適用の足元の状況について分析した結果をご紹介します。分析にあたっては、特に断りのない限り、開示されている財務情報に基づいて実施している。

なお、文中の意見に関する部分は、筆者の個人的見解であることを申し添えておく。

1. IFRS 対応の変遷

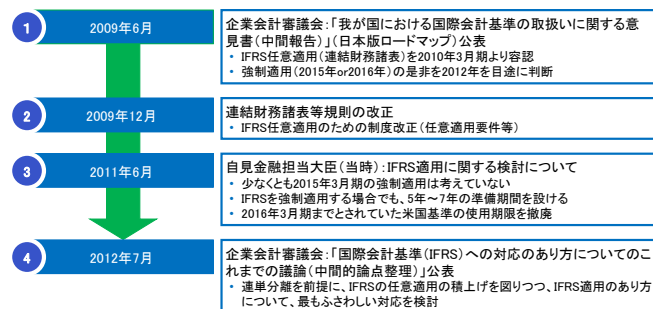
我が国の IFRS 対応は、その時々国内外の情勢に影響を受けながら変遷してきた。

2005 年 1 月、EU 域内の上場企業に対する IFRS 強制適用が開始された後、我が国（企業会計基準委員会(ASBJ)）と IASB は「東京合意」を締結し（2007 年 8 月）、日本基準と IFRS とのコンバージェンス作業が進められてきた。

その間、EU その他の国々における IFRS 適用の拡大、米国における IFRS 採用の動き^{※1}などを背景に、国内においても IFRS 強制適用に向けた機運が高まっていった（①②）。

しかし、リーマンショック等の世界的な金融危機や東日本大震災の発生、米国の IFRS 導入姿勢の後退、さらには国内産業界からの強制適用への懸念の声を受けたことなどを背景として、2011 年の金融担当大臣の声明によって強制適用は、事実上、先送りされた（③④）。

※1 米国 SEC は、2007 年から上場外国企業に対して、調整表なしで IFRS 適用を認めた。また 2008 年 11 月にロードマップ案を公表し、米国内上場企業に対して 2009 年から任意適用および 2014 年から企業規模に応じて段階的に IFRS 強制適用をすることが示された。しかし、その後の情勢変化等を受けて、当該案は見送りされており、2012 年 7 月の SEC「最終スタッフ報告」では、IFRS 適用の具体的な方向性・時期は示されていない。

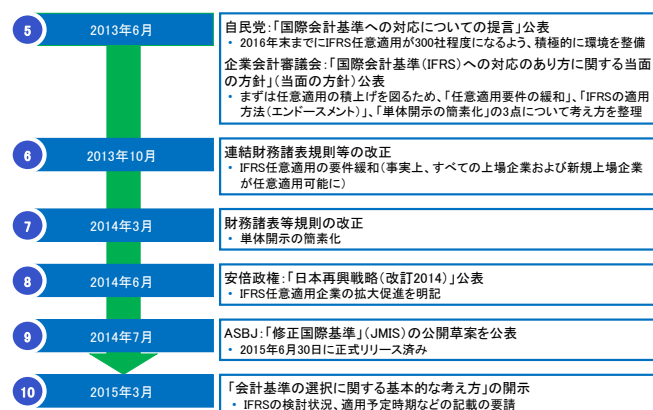


このように、いったん後退した流れは、2012 年 12

月、安倍政権が誕生してから、再度、導入促進に向けて舵を切るようになる。

2013年6月、自民党はその提言の中で、IFRS財団モニタリング・ボードのメンバー要件である「IFRSの顕著な適用」を実現するために、2016年末までに300社程度の企業がIFRSを適用する状態になるよう明確な中期目標を立てることを明記し、これを受ける形で、企業会計審議会からは「当面の方針」が示された。

「当面の方針」では、強制適用の是非については、未だ判断すべき状況にないとした上で、まずは任意適用の積み上げを図ることが重要であるとして、任意適用要件の緩和をはじめとする施策が打ち出されてきた（⑤～⑩）。

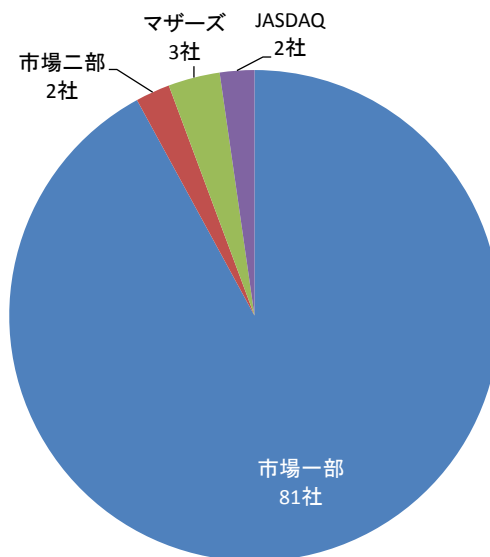


2. 2015年上半期 任意適用状況

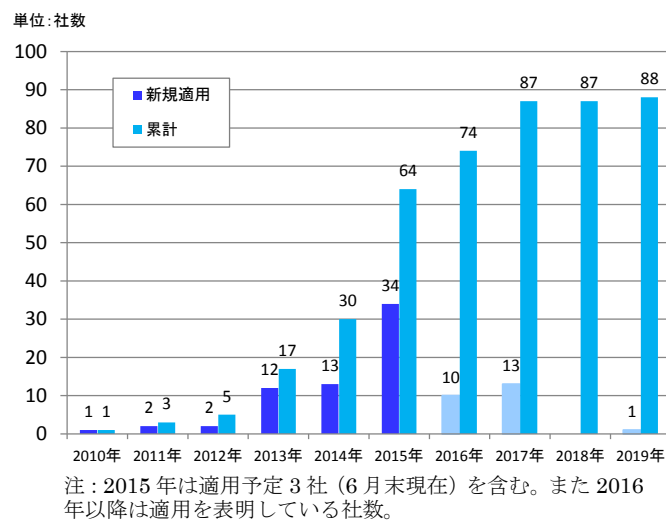
(1) IFRS 任意適用企業は2015年上半期で88社に

2015年6月末時点でのIFRS任意適用企業（予定を含む。以下同様）は、88社となった（図表1・2）。特にIFRSの任意適用の積み上げ方針が明確となった2013年以降、導入企業の増加傾向が鮮明になっている。市場別では、東証一部が全体の9割以上と大勢を占めていることに変わりはないが、新興市場でもIFRS適用企業が出てきており、裾野は徐々に広がりつつある。

図表1. IFRS 任意適用企業の市場別内訳



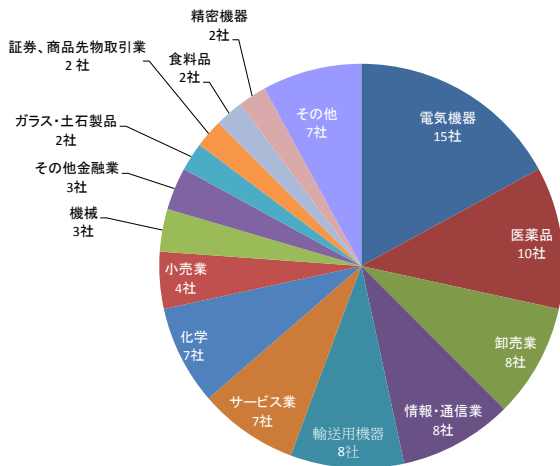
図表2. IFRS 任意適用企業の年別推移



(2) 業種別内訳に大きな変動なし

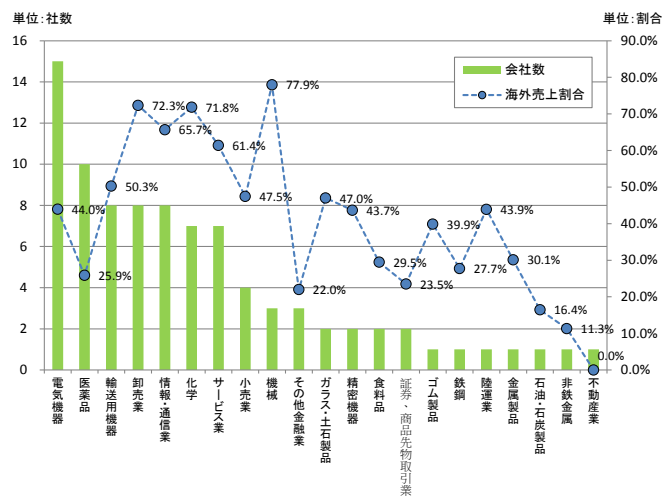
業種別内訳については、電気機器・医薬品・卸売業が引続きトップ3となっているほか、全体的な傾向に大きな変動はない。上位3業種については、業界全体として任意適用が一定水準、進んでいると言える。

図表 3. IFRS 任意適用企業の業種別内訳



図表 4 は、業種別に集計した海外売上割合である。個別には相対的に高い海外売上割合を示す業種（機械等）もあるが、全体的には、IFRS 適用と海外売上割合との間に、目立った相関関係は見られない。

図表 4. IFRS 任意適用企業の業種別海外売上割合



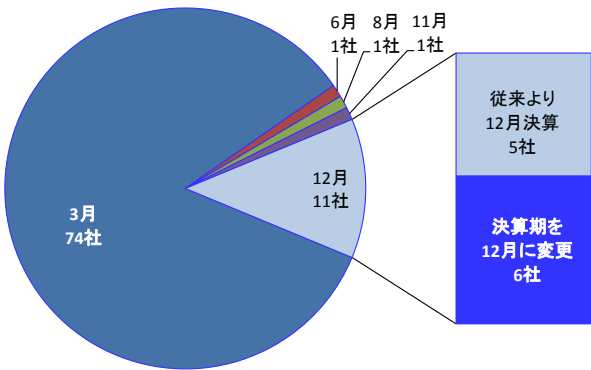
注：海外売上割合＝海外売上高の合計／売上高の合計。財務数値は各社直近財務データに基づく。

(3) IFRS 適用企業の決算期

IFRS 適用企業に限らず、ここ最近の特徴として、決算期を 12 月決算に変更する企業が増えている点が挙げられる。IFRS は、日本基準と異なり、実務上不可能でない限り、親会社と子会社の決算日を統

一することが求められているが、グローバル市場への展開、海外 M&A の増加等を反映した傾向と考えられる。なお、IFRS 任意適用企業 88 社のうち、12 月決算は 11 社存在するが、うち 6 社が 12 月へ決算期変更している（図表 5）。

図表 5. IFRS 任意適用企業の決算期の分布



図表 6. 決算期変更企業

会社名	IFRS適用	変更期 (変更前)	変更理由
日本たばこ産業	2012年3月期	2014年12月期 (3月期)	海外連結子会社と決算期を統一することで、内外一体となった決算・管理体制の強化・効率化を図るとともに、経営情報の適時・的確な開示を図り、経営の透明性を更に高めるため。
中外製薬	2013年12月期 第1四半期	2003年12月期 (3月期)	2002年10月に中外製薬㈱と日本ロシュ㈱が合併し、ロシュ・ホールディング・リミテッド(スイス)が親会社となったことによる、グループ間での決算期の統一が主たる理由と思われる。
旭硝子	2013年12月期	2003年12月期 (3月期)	会社の営業年度を統一し、業績開示の対象となる期間を一致させることにより、四半期業績などの経営情報をより適時に開示し、経営の透明性の更なる向上を図るため。また、営業年度を多くの海外企業と同一にし、当社のグローバル企業としての位置付けをより明確にするため。
クックパッド	2015年12月期 第1四半期	2014年12月期 (4月期)	海外連結子会社を含むすべての連結子会社と決算期を統一することで、グループ一体運営の推進及び経営情報の適時・的確な開示による更なる経営の効率化を図るため。また、2015年12月期第1四半期より適用を予定している国際会計基準(IFRS)に規定されている連結会社の決算期統一の必要性にも対応を図るため。
ジーエヌアイグループ	2015年12月期 (適用予定)	2009年12月期 (3月期)	当社及び連結子会社の決算期を統一することにより、四半期決算等の経営情報をより適時に開示し、経営の透明性の更なる向上及び業務の効率化を図るため。
花王	2016年12月期 (適用予定)	2012年12月期 (3月期)	海外連結子会社と決算期を統一することで、グローバルな事業の一体運営の推進及び経営情報の適時・的確な開示によるさらなる経営の透明性の向上を図るため。また、将来適用が検討されている国際財務報告基準(IFRS)に規定されている連結会社の決算期統一の必要性にも対応を図るため。

注：変更理由は、中外製薬を除き、各社開示資料より抜粋して作成。

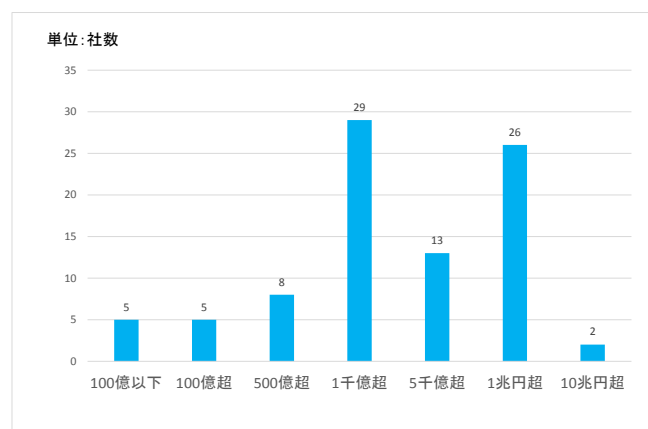
(4) 財務データによる分析

① 売上規模別の分布

図表 7 は、売上規模別の分布である。IFRS 任意適用企業の約 8 割は、1,000 億円超の売上水準にあり、IFRS を採用している企業の多くが一定規模にあることは間違いない。ただ一方で、少ないながら 100 億円以下（うち 1 社は 5 億円未満）の企業も存在し

ており、企業規模にかかわらず、各社各様の事情に応じて、IFRS を採用している姿が見て取れる。

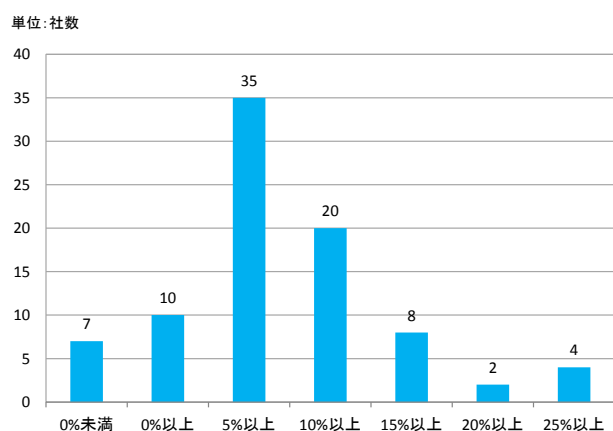
図表 7. IFRS 任意適用企業の売上高の分布



② ROE の分布

図表 8 は IFRS 任意適用企業の ROE の分布である。集計の結果、IFRS 任意適用企業の ROE の平均値は 8.75% であることがわかった。このうち、5% 以上が約 8 割、8% 以上が約 5 割強、10% 以上が約 4 割を占めている。上場企業全体の ROE の水準は、5%～10% の水準※にあるとされていることから、IFRS 任意適用企業の ROE が、相対的に高い水準にあるとまでは断定できないと言えるだろう。

図表 8. IFRS 任意適用企業の ROE の分布



注：集計は、有価証券報告書に ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）の数値が明記されている 86 社を対象としている。

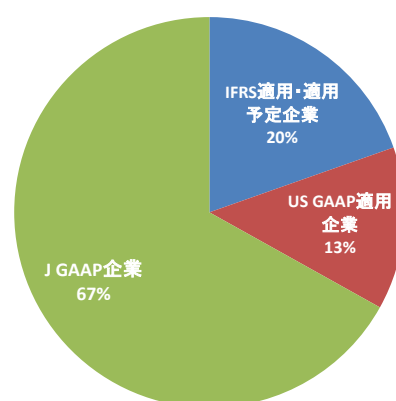
【参考：上場企業の ROE】

- ※2 ※2012 年一般企業実績平均 5.3% …伊藤レポート（2014 年 8 月 6 日）より
- ※3 上場企業の平均は 2015 年 3 月期で 8% 強…日経新聞「重工各社も ROE 重視 事業の選別で競争力蓄える」（2015 年 7 月 16 日）より
- ※4 上場企業の 3 社に 1 社が ROE10%…「日本再興戦略」改訂 2015(2015 年 6 月 30 日)より

③ 時価総額

IFRS 任意適用企業の時価総額は 119 兆円（2015 年 6 月末時点）、市場全体に占める割合は 20% となり、USGAAP 適用企業の 13% を超えた（図表 9）。また時価総額上位 50 社について言えば、約 1/3 が IFRS を採用している。

図表 9. 時価総額にみる各会計基準の適用割合



図表 10. 時価総額ランキング上位 50 社の会計基準の適用状況

順位	証券コード	銘柄名	時価総額 (億円)	IFRS	米国基準	日本基準
1	7203	トヨタ自動車	256,350		○	
2	8306	三菱UFJ	115,462		●	○
3	9437	NTTドコモ	107,640		○	
4	9432	日本電信電話	106,270		○	
5	2914	日本たばこ産業	88,740	○		
6	9984	ソフトバンク	88,393	○		
7	9433	KDDI	85,207	○		
8	7267	本田技研工業	71,778	○		
9	8316	三井住友FG	71,283	●		○
10	8411	みずほFG	61,980		●	○
1位から10位までの 適用基準の合計社数				5	5	3
11位から50位までの 適用基準の集計 (詳細はこちら) ⁽¹⁾				14	8	18
合計				19	13	21

注：時価総額のランキングは日本経済新聞 Web 版のマーケット情報（2015 年 8 月 21 日終値ベース）。会計基準はプライムジャパン調査。なお●は、IFRS または米国基準に準拠した開示書類 Form 20-F を SEC に提出していることを示す。

むすび

以上、本号では、IFRS について足元の適用状況を概観した。なお、IFRS 任意適用企業は直近では 91 社（2015 年 8 月末現在）となっており、すでに準備を進めている企業を含めると、近い将来に 100 社を超えるのは確実な情勢と言える。

このように IFRS 任意適用企業は、その時価総額合計が、東証全体の 20%を占めていることに象徴されているように、市場全体において一定のプレゼンスを示すに至っていると言える。

一方で、自民党の提言にあった「IFRS の顕著な適用」を実現するために掲げられた、2016 年末までに 300 社という目標の達成には、日本基準と IFRS における基準間差異の存在等、なお越えなければならないハードルは高い。

そこで次号では、日本基準と IFRS の主要な差異に触れつつ、先般公表された修正国際基準について解説するとともに、その意義について考察してみたい。

【以下参考サイト】

- (1) 図表 10. 時価総額ランキング上位 50 社の会計基準の適用状況 11 位以下の詳細

<http://www.primejapan.co.jp/news/newscontents.php?id=143>

プライムジャパン株式会社

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町 2-4-5 扶桑日本橋ビル6階

03-3231-0414

<http://www.primejapan.co.jp/>

本資料は一般的あるいは概略的な情報を提供する目的で作成されたものです。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本資料の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本資料に含まれる情報は正確性、完全性または目的適合性を保証するものではありません。本資料に含まれる情報に基づき何らかの行動を起こされたり、起こされなかったりしたことにより発生した結果について、プライムジャパン株式会社および役員はいかなる責任、義務も負いません。

© 2015 Prime Japan Co., Ltd. All rights reserved.